

原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施要綱

	平成23年8月8日付け23農畜機第2062号
一部改正	平成24年2月3日付け23農畜機第4464号
一部改正	平成24年3月19日付け23農畜機第5102号
一部改正	平成24年5月25日付け24農畜機第926号
一部改正	平成24年9月28日付け24農畜機第2806号
一部改正	平成25年4月1日付け24農畜機第5465号
一部改正	平成25年6月13日付け25農畜機第1203号
一部改正	平成26年4月1日付け25農畜機第5734号

平成23年3月11日の東京電力株式会社（以下「東電」という。）福島第一、第二原子力発電所の事故発生後、農林水産省が飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定め、当該暫定許容値を上回る飼料の利用自粛を指導してきたこと、当該暫定許容値を超える放射性セシウムを含む稲わらが複数の県で収集され県外にも供給されていたことが明らかになったこと、さらに平成24年2月3日に、農林水産省が牧草中の放射性セシウムについて新たな暫定許容値を定めたことなどを背景として、放射性セシウムが許容値を上回る飼料の利用を自粛している畜産経営体や放射性セシウムで汚染された稲わらを保有している畜産経営体及び都道府県の指示等に基づき草地の除染等を行う畜産経営体の一部においては、飼料の確保に困難が生じており、代替飼料を安定的に供給する必要が生じている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、飼料の不足している畜産経営体に代替飼料として稲わら等を支給する事業について独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、畜産経営体の安定に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、全国の区域をその事業区域とする農業協同組合連合会、畜産業に関連する事業を実施する一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合並びに独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）がこの事業を実施することが可能と特に認めた団体（以下「全国連等」という。）とする。

第2 事業の内容

全国連等は、放射性セシウム濃度が飼料の暫定許容値を上回る稲わら又は牧草

等（以下、「汚染稲わら等」という。）の利用の断念により、飼料の確保に困難が生じている畜産経営体のうち、次のいずれかに該当する者に対し、汚染稲わら等に代替する飼料の供給を行うものとする。

- (1) 汚染稲わら等を保有又は廃棄した者
- (2) 農林水産省が通知した牧草等の放射性物質濃度のモニタリング調査等に基づき、「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年2月3日付け23消安第5339号、23生畜第2300号、23水推第947号。以下、「改正通知」という。）による改正前の「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号。以下「暫定許容値通知」という。）に定める暫定許容値を超えることを理由として、都道府県から飼料利用の自粛を要請された地域で牧草を生産し、かつ当該生産された牧草の利用を断念した者
- (3) 改正通知による改正後の暫定許容値通知に基づき平成24年2月3日以降に保有している飼料について、飼料としての利用を断念した者
- (4) 都道府県が実施したモニタリング調査の結果等から、平成24年又は平成25年に生産される飼料が改正通知による改正後の暫定許容値を上回るおそれがあるとして、都道府県の指示等に基づき、所有又は借用している牧草地の除染対策の実施のため、飼料の生産及び利用を断念した者
- (5) 都道府県が実施した平成24年産又は平成25年産飼料のモニタリング調査の結果等に基づき、改正通知による改正後の暫定許容値を超えることを理由として、都道府県から飼料利用の自粛を要請された地域で飼料の利用を断念した者
- (6) 県が、地域の情勢を踏まえ、科学的な根拠及び合理的な理由に基づき、改正通知による改正後の暫定許容値を下回る飼料について、その利用の自粛を要請する取組を行っている場合であって、当該飼料の利用等を断念した者
ただし、県と東電があらかじめ協議の上、当該取組に係る代替飼料確保について、損害賠償の対象とすることが合意された場合に限る。

第3 事業の実施

1 事業実施計画の作成

全国連等は、この事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号の事業実施計画を作成し、第6の1の交付申請と併せて、理事長の承認を受けるものとする。

なお、全国連等は第2の(1)から(6)の助成対象となる畜産経営体の所在する都道府県からあらかじめ事業実施計画の指導を受けるものとする。

2 事業の要件等

(1) 代替飼料供給量

全国連等は、第2の(1)の者については汚染稲わら等の保有及び廃棄量に相当する量、第2の(2)の者については当該畜産経営体の牧草の作付面積に統計等に基づく単収を乗じた数量から当該経営体が保有し利用可能な牧草量を控除した数量（乾草重量換算）、第2の(3)の者については平成24年2月3

日以降に保有している飼料であって、改正通知による改正後の暫定許容値通知に基づき利用を断念せざるを得なくなったものの数量（乾草重量換算。ただし、都道府県の指示等に基づき廃棄した飼料の数量を含むものとし、また、飼料の暫定許容値を超えた放射性セシウムが確認されたことを理由として利用を断念した飼料については、本事業において代替飼料の供給を受けた数量及び既に東電より代替飼料購入費に当たる賠償金が支払われた飼料に係る数量を除く。）、第2の（4）の者については、市町村の除染実施計画又は暫定許容値を超えるおそれがあるとして都道府県の指示等に基づき、除染が必要な牧草地の作付面積に県等の統計等に基づき算定した単収を乗じた数量（乾草重量換算）、第2の（5）の者については、平成24年産又は平成25年産稲わら、牧草及び夏作飼料作物等の飼料であって、モニタリング調査の結果等に基づく都道府県の利用自粛要請により、利用を断念せざるを得なくなったものの数量（乾草重量換算）、第2の（6）の者については、改正通知による改正後の暫定許容値を下回る飼料であって、東電が損害賠償の対象とすることを合意した県の利用自粛要請の取組により、利用を断念せざるを得なくなったものの数量（乾草重量換算）を限度として、代替飼料を供給するものとする。

ただし、第2の（4）及び（5）の者については、利用を断念した飼料の通常の収穫期として理事長が認めた時期以降に代替飼料を供給するものとする。

（2）代替飼料の取扱い

全国連等は、稲わら等の汚染が確認されている都道府県から稲わら等を調達して代替飼料として第2に該当する者に供給する場合は、安全な畜産物の生産のため、当該飼料の生産県の指導を受けるものとする。

3 東電に対する損害賠償請求

（1）損害賠償請求

全国連等は、代替飼料の供給と同時にその供給を受けた畜産経営体の承諾を得て代替飼料に係る費用（（3）に定めるものに限る。）についての東電に対する損害賠償請求権について当該畜産経営体に代位するものとする。

（2）損害賠償請求権の代位等の通知

代替飼料の供給を受けた畜産経営体は、全国連等が東電のために代替飼料に係る費用（（3）に定めるものに限る。）について弁済をしたので全国連等が当該畜産経営体に代位することを承諾する旨、全国連等を通じて東電に通知するものとする。また、全国連等は、この事業を開始したことを東電に通知するものとする。

（3）損害賠償請求の内容

全国連等は、畜産経営体が代替飼料を調達することにより被った損害（全国連等が本事業により助成した金額相当額分に限る。）について、東電に対して損害賠償請求を行うものとする。

（4）損害賠償請求の区分

全国連等は（3）の損害賠償請求を東電に対する他の損害賠償請求と区分して管理するものとする。

4 事業の委託

全国連等は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体等に委託して行うことができるものとし、この場合は委託契約を締結するものとする。

第4 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成23年度から平成26年6月30日までとする。

ただし、第2の(1)及び(2)の者に係る事業の実施期間は平成23年度とする。

第5 補助金の額

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により第2の事業の実施に要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

全国連等は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第1号の交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

全国連等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる事業の変更をしようとする場合には、別紙様式第2号の補助金交付変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 機構は、交付決定額の8割を上限に、補助金の概算払ができるものとする。

(2) 補助金の概算払請求をしようとする場合は、全国連等は別紙様式第3号の概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 実績報告

全国連等は、この事業を完了した日から起算して1カ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の実績報告書を提出するものとする。

第7 損害賠償の取扱い

1 全国連等は、第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たって、第2の事業について東電から賠償金の一部又は全部が支払われていた場合、又は、代替飼料購入費相当額未満の金額を補助金交付申請額とすることを理事長が適当と認めた場合は、当該金額を補助金交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該事業にかかる賠償金相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

2 全国連等は、1のただし書に基づき補助金交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出するまでに、当該補助金に係る賠償金相当額の一部又は

全部が明らかになったときには、別紙様式第5号の報告書を速やかに理事長に提出するとともに当該金額を減額して補助金額の実績報告をするものとする。

- 3 全国連等は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合であって、第6の4の実績報告書を提出した後に、当該補助金に係る賠償金額の一部又は全部が明らかになったときには、別紙様式第6号の報告書を速やかに理事長に提出するとともに、当該金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

第8 補助金の返還

全国連等は、理事長が定める方法により、機構から受けた補助金を機構に返還するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 全国連等は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 全国連等は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかとなった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 全国連等は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は不明な場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 事業の推進指導

- 1 全国連等は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第18

条に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針等を踏まえつつ、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県や関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 機構は、必要に応じて代替飼料の供給状況等の報告を求めることができるものとする。

3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、関係者に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

全国連等は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管する。また、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

ただし、東電による第3の3の(3)の損害に係る賠償が完了していない場合は、当該賠償が完了するまでの期間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるものの他、事業実施状況及び事業実績その他事業に関する情報等について必要に応じ、全国連等に対し調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

第12 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成23年8月8日付け23農畜機第2062号）

この要綱は、平成23年8月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月3日付け23農畜機第4464号）

この要綱の第2の(3)に該当する者に対する事業は、平成24年2月3日から適用する。

附 則（平成24年3月19日付け23農畜機第5102号）

この要綱は、平成24年3月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月25日付け24農畜機第926号）

この要綱は、平成24年5月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年9月28日付け24農畜機第2806号）

この要綱は、平成24年9月28日から施行する。ただし、第2の(6)の者に係

る事業にあつては、施行日以降に東電に対する損害賠償請求権を有している畜産経営体であり、平成24年4月1日以降に畜産経営体に供給された飼料であつて、施行日以降に、全国連等が東電のために行う代位弁済として代替飼料を供給することを当該畜産経営体が承諾したものについて適用する。

附則（平成25年4月1日付け24農畜機第5465号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成25年6月13日付け25農畜機第1203号）

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

附則（平成26年4月1日付け25農畜機第5734号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表

補助対象経費	補助率
全国連等が代替粗飼料を供給するのに要する経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業補助金交付
申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業を下
記のとおり実施したいので、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業
実施要綱第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書
類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支
援対策事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：千円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機 構 補助金	その他	
稲わら等緊急供給支援対策事業				
合計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号の別紙

平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施計画

(1) 汚染稲わら（要綱第2の(1)関係、放射線セシウムが旧暫定許容値を超えたもの、事業実施期間は23年度）

ア 購入分

都道府県名	購入数量 (kg) ①	給与済み数量 (kg) ②	在庫数量 (kg) ③=①-②

イ 収集分

都道府県名	収集数量 (kg) ①	給与済み数量 (kg) ②	在庫数量 (kg) ③=①-②

ウ 合計

都道府県名	購入・収集数量 (kg) ①	給与済み数量 (kg) ②	在庫数量 (kg) ③=①-②

- (注) 1 「旧暫定許容値」とは改正通知による改正前の暫定許容値通知に基づく暫定許容値をいう（以下同じ）。
 2 汚染稲わら購入数量は、購入伝票等で確認すること。
 3 汚染稲わら収集数量は、収集した水田の面積、所有者の証明等によ

り確認すること。

- 4 給与量は飼養管理簿等により確認すること。
- 5 都道府県の調査により、当該経営の在庫数量が明らかとなっている場合は、都道府県からの提供を受けた資料等により、3、4の確認資料に代えることができる。

(2) 汚染牧草（要綱第2の(2)関係、放射線セシウムが旧暫定許容値を超えたもの、事業実施期間は23年度）

都道府県名	市町村名	採草地面積(10a) ①	地域単収(kg) ②	生産量(kg) ③ = ① × ②	利用可能量(kg) ④	対象数量(kg) ⑤ = ③ - ④

- (注) 1 採草地面積は農家台帳等で確認すること。
- 2 地域単収は、統計等に基づき普及指導センター等の指導を受けて設定する。ただし、実数量が証拠書類に基づき明らかな場合は、当該数量を生産量とすることができる。
- 3 利用可能量とは、飼料中の放射性セシウム濃度からみて繁殖牛及び育成牛等に給与可能な飼料の量とし、飼養管理簿等により確認する。
- 4 ②～⑤は乾草重量換算による数量とすること。

(3) 汚染飼料（要綱第2の(3)関係、放射線セシウムが暫定許容値を超えたもの）

都道府県名	市町村名	生産量等及び購入数量(kg) ①	利用量(kg) ②	損害賠償請求数量(kg) ③	対象数量(kg) ④ = ① - ② - ③
合計					

- (注) 1 「暫定許容値」とは改正通知による改正後の暫定許容値通知に基づく暫定許容値をいう（以下同じ。）。
- 2 生産量は、農家台帳等で確認した飼料生産のほ場面積に、統計等に基づき普及指導センター等の指導を受けて設定した地域単収を乗じた数量とする。ただし、県及び事業実施主体等の調査により、当該経営体の在庫量が明らかとなっている場合は、県及び事業実施主体等の調査による資料等に基づく実数値を①に記載すること
- 3 利用量は、実際に給与した量（改正通知の3の規定に基づき、飼料の切替えのためのやむを得ない場合として改正通知による改正前の暫定許容値通知に従い給与する量を含む。）とし、飼養管理簿等により確認すること。
- 4 ①に該当する数量のうち、既に東電への損害賠償請求を行っている場合は、③に当該数量を記入するとともに、請求内容等がわかる資料を添付すること。
- 5 ①～④は原則として乾草重量換算による数量とすること。

(4) 汚染牧草（要綱第2の(4)関係、放射線セシウムが暫定許容値を上回るおそれがあり牧草地の除染を実施するもの）

(平成 年度)

県名	市町村名	牧草地面積 (10a) ①	地域単収 (kg) ②	生産量 (kg)		通常の収穫期 (○月○旬)	除染状況(実施済、実施予定分に分けて記載すること)
				③ = ① × ②	うち対象数量(kg) ④		
合計							

- (注) 1 牧草地面積は農家台帳等で確認すること。
- 2 地域単収は、統計等に基づき普及指導センター等の指導を受けて設定する。ただし、実数量が証拠書類に基づき明らかな場合は、当該数量を生産量とすることができる。
- 3 ②～④は原則として乾草重量換算による数量とすること。
- 4 市町村の除染実施計画又は県の除染指導内容がわかるものを添付すること。

- 5 対象数量は、通常の収穫期からの代替飼料の供給希望数量とし、県等が飼料の利用自粛を解除した日が明らかな場合はその日までの数量とすること。
- 6 除染を実施した牧草地において、代替飼料を確保する目的で単年生牧草等を栽培した場合にあっては、当該飼料の収穫量を、従前生産していた牧草の乾草重量に換算して、③の生産量から控除するものとする。
- 7 6の換算係数は、統計等に基づき普及指導センター等の指導を受けて設定すること。

(5) 汚染飼料（要綱第2の(5)関係、24年産又は25年産飼料で放射線セシウムが暫定許容値を超えたもの）

ア 牧草地（平成 年産）

都道府 県名	市町村 名	牧草地面積 (10a)①	地域単収 (kg)②	生産量(k g)	うち対象 数量(kg) ④	通常の 収穫期 (○月○ 旬)
				③ = ① × ②		
合計						

- (注) 1 牧草地面積は農家台帳等で確認すること。
- 2 地域単収は、刈取時期（1番草、2番草等）毎に統計等に基づき普及指導センター等の指導を受けて設定する。ただし、実数量が証拠書類に基づき明らかな場合は、当該数量を生産量とすることができる。
- 3 ②～④は原則として乾草重量換算による数量とすること。
- 4 対象数量は、通常の収穫期からの代替飼料の供給希望数量とし、都道府県等が飼料の利用自粛を解除した日が明らかな場合はその日までの数量とすること。

イ 野草等（平成 年産）

都道府 県名	市町村 名	年間給与 可能数量 (kg) ①	年間飼料 生産量 (牧草 地) (kg) ②	年間購入 粗飼料等 数量(kg) ③	年間野草等 給与数量	うち対象数 量(kg)⑤
					(①－②－ ③)(kg) ④	

合計						

- (注) 1 畦畔及び河川敷等を利用していることを土地占有許可や現地調査等で確認すること。
- 2 年間給与可能数量は、牛の飼養頭数を基礎に1日当たり粗飼料給与量に365日をかけて得たものとする。
- 3 年間飼料生産量(牧草地)については、アの表中の③の生産量の数値を基礎として算定した年間の生産量を記載すること。
- 4 年間購入粗飼料等数量は、例年の購入数量及び公共牧場等への放牧による粗飼料供給相当量を記入し、購入伝票等で確認すること。
- 5 対象数量は、通常の収穫期からの代替飼料の供給希望数量とし、都道府県等が飼料の利用自粛を解除した日が明らかな場合はその日までの数量とすること。

(6-1) 汚染飼料(要綱第2の(6)関係、放射性セシウムが改正通知による改正後の暫定許容値を下回るもののうち、県が利用の自粛を要請したもの)

県名	市町村名	生産量等及び購入数量(kg) ①	利用量(kg) ②	損害賠償請求数量(kg) ③	対象数量(kg) ④ = ① - ② - ③
合計					

- (注) 1 生産量は、農家台帳等で確認した飼料生産のほ表面積に、統計等に基づき普及指導センター等の指導を受けて設定した地域単収を乗じた数量とする。ただし、県及び事業実施主体等の調査により、当該経営体の在庫量が明らかとなっている場合は、県及び事業実施主体等の調査による資料等に基づく実数値を「生産量等及び購入数量」として①に記載すること
- 2 利用量は、実際に給与した量とし、飼養管理簿等により確認すること。
- 3 ①に該当する数量のうち、既に東電への損害賠償請求を行っている

場合は、③に当該数量を記入するとともに、請求内容等がわかる資料を添付すること。

- 4 ①～④は原則として乾草重量換算による数量とすること。
- 5 県と東電が合意した損害賠償請求の対象となる具体的な取組内容等がわかる資料を添付すること。

(6-2) 汚染牧草(要綱第2の(6)関係、放射性セシウムが改正通知による改正後の暫定許容値を下回るが、県の利用自粛要請に基づき、牧草地の除染を実施するもの)

県名	市町村名	牧草地面積(10a) ①	地域単収(kg)②	生産量(kg)		除染状況 (実施済、実施予定分に分けて記載すること)
				③ = ① × ②	うち対象数量(kg)④	
合計						

- (注) 1 牧草地面積は農家台帳等で確認すること。
- 2 地域単収は、統計等に基づき普及指導センター等の指導を受けて設定する。ただし、当該牧草地の実数量が証拠書類に基づき明らかでない場合は、当該数量を④に記入する生産量とすることができる。
- 3 ②～④は原則として乾草重量換算による数量とすること。
- 4 対象数量は、代替飼料の供給希望数量とすること。
- 5 除染を実施した牧草地において、代替飼料を確保する目的で単年生牧草等を栽培した場合にあっては、当該飼料の収穫量を、従前生産していた牧草の乾草重量に換算して、③の生産量から控除するものとする。
- 6 5の換算係数は、統計等に基づき普及指導センター等の指導を受けて設定すること。
- 7 県と東電が合意した損害賠償請求の対象となる具体的な取組内容等がわかる資料を添付すること。

(7) 代替飼料供給計画

都道府県名	汚染した飼料名	供給可能数量	飼料メーカー	代替飼料名	供給数量(トン)	単価(円/kg)	金額(円)
計							

- (注) 1 供給可能数量は、代替飼料の供給希望数量であって、(1)～(6)の対象数量の合計を上限とすること。
- 2 供給数量は、要綱第4の事業の実施期間内に供給されることが確実と見込まれる数量とする。

別紙様式第2号

平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業補助
金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定の
あった原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、下記
の理由により変更したいので承認されたく、原子力発電所事故被災者稲わら等
緊急供給支援対策事業実施要綱第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施計画」
のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照で
きるよう変更前を()書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知の
あった原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、下記
のとおり金 円を概算払により交付されたく、原子力発電所事故被災者
稲わら等緊急供給支援対策事業実施要綱6の3の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	平成年 月 日 まで予 定出来 高 (④ + ⑤)/②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/① =④				
	円	円	円	円	%	円	円		円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、下記のとおり実施したので、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施要綱第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実績書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機 構 補助金	その他	
稲わら等緊急供給支援対策事業				
合計				

注：事業実施要綱第2の(1)～(5)それぞれ毎に区分して記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

(注) 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

別紙様式第5号

平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る賠償金相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業補助金について、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施要綱第7の2の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

賠償金請求額及び支払額

委託者	東電への賠償金請求額			東電からの賠償金支払額 ②	差額 ①-②
	補助金相当分	その他	合計①		
合 計					

注：東電への賠償金請求額、東電からの賠償金の支払額及び差額については、事業実施要綱第2の(1)～(5)それぞれ毎に区分して記入すること。

別紙様式第6号

平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る補助金返還報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業補助金について、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施要綱第7の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金 円を返還します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（平成 年 月 日付け 農畜機 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した補助金額 | 金 | 円 |
| 3 東電からの賠償金支払額の確定による補助金返還額 | 金 | 円 |
| 4 補助金未返還額（1－2－3） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙様式第7号

平成 年度原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業補助金について、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施要綱第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の補助金の額の確定額(平成 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、全国連等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確

認できる資料も併せて提出すること)

- ・全国連等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、全国連等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・全国連等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料